

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 (略)</p> <p>2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者 (略)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日 (略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業の内容 (略)</p> <p>(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>① (略)</p> <p>② (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所 名称：<u>麻生介護サービス株式会社</u> 住所：<u>福岡市博多区博多駅3丁目25-24八百治ビル3F</u></p> <p>(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所 名称：<u>アップルハートのやわらぎ久留米</u> 住所：福岡県久留米市国分町824-9</p> <p>③ (略)</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業</p> <p>2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者 特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区計画の認定後</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業の内容 特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、定員の枠内で障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。</p> <p>(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>① (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所 名称：特別医療法人 楠病院 住所：福岡県久留米市日吉町115</p> <p>(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所 名称：小規模多機能事業所 ひだまり 住所：福岡県久留米市六ツ門町11-42</p> <p>② (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所 名称：<u>株式会社 コムスン</u> 住所：<u>東京都港区六本木六丁目10-1</u></p> <p>(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所 名称：<u>コムスンのやわらぎ久留米</u> 住所：福岡県久留米市国分町824-9</p> <p>③ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所 名称：有限会社 エスピーライフ</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>④ (略)</p> <p>(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要 (略)</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 規制の特例措置の必要性 (略)</p>	<p>住所：福岡県久留米市南三丁目3-1 (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所 名称：みなみの家 住所：福岡県久留米市南二丁目27-17</p> <p>④ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所 名称：有限会社 ケイ・シー・エステート 住所：福岡県久留米市諏訪野町2730-2 (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所 名称：いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 住所：福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2</p> <p>(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し、久留米市立ちとせ園（知的障害者施設）、福岡県立リハビリテーションセンター（身体障害者施設）等の職員を講師として招き、研修会を開催し、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を修得する。 ・ 特区内で既に障害児（者）に対するサービスを提供している事業所の職員を講師として招き研修会等を開催するとともに、障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上に努める。 <p>※ 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している上記4事業所の運営法人もしくは、運営法人の母体法人については、特区内において障害児（者）に対する障害者自立支援法に基づくサービスを提供している実績を有している。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 規制の特例措置の必要性</p> <p>久留米市では、介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れた地域での暮らしをできるだけ継続していけるように、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用し、地域密着型サービスの整備に努めている。特に、小規模多機能型居宅介護事業所については、※全国的にみても非常に高い水準で整備が進んでいる状況にある。</p> <p>一方、久留米市における障害者の生活や日中の活動を支援する日中活動系事業所及び、家族のエンパワメントのための短期入所系事業所の設置状況は次のとおりであり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

（平成20年3月1日現在）

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系 事業所	生活介護・自立訓練 等	2	4	1	
	児童デイサービス	0	0	0	2
短期入所系 事業所	短期入所（宿泊）	5	11	0	9
	日中一時支援	3	13	0	10

（略）

※ 平成20年2月末現在で、全国1,341事業所中、久留米市では17事業所。

旧

（平成18年4月1日現在）

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系 事業所	生活介護・自立訓練 等	0	0	0	
	児童デイサービス	0	0	0	2
	経過的デイサービス	2	3	0	
短期入所系 事業所	短期入所（宿泊）	5	10	0	10
	日中一時支援	3	13	0	10

地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所については、文字通り地域に密着した小規模な家庭的雰囲気の中で、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを一体的に実施できることから、様々な福祉ニーズに対応可能なため、整備が進んだ小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）に対するサービスを展開していくことは、障害児（者）の地域生活の支援に資するだけでなく、新たな地域福祉の拠点の創造につながり、地域の福祉基盤の強化を図る上で極めて有効であると考えます。

このため、「久留米市地域福祉計画」においても、障害者、高齢者等の対象者を限定せず誰でも利用できるような多機能型・共生型サービス等新たな福祉サービス事業の展開を推進することとして、現在策定を進めているところである。

また、身近な地域で多様なサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、地域福祉を核とした新たなコミュニティの形成へと発展していく可能性を有するものと考えられる。

よって、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）の受入事業を行うことは、ノーマライゼーションのまちづくりを進める本市において、極めて有効な施策であり、障害児（者）に対する住み慣れた地域での福祉サービスを提供していく必要があると考えます。

※ 平成18年12月末現在で、全国391事業所中、久留米市では11事業所。なお、平成19年1月1日現在で13事業所となっている。

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>(2) 要件適合性を認めた根拠</p> <p>① (略)</p>	<p>(2) 要件適合性を認めた根拠</p> <p>① 小規模多機能事業所 ひだまり</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は9人</p> <p>※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。</p> <p>(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 居間及び食堂の合計面積 63.95㎡ イ 基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人) <p>(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個室の数 3室 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上 (個室床面積の合計:23.67㎡÷3=7.89㎡) ウ 個室以外の宿泊室の面積 14.86㎡ 居間のうち、7.43㎡×(5-3)=14.86㎡以上の面積をプライバシーを確保するためパーティションで区切り、宿泊室(2室分)として確保 <p>(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

○ （略）

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	4		1			1
非常勤（人）	4					
常勤換算後の人数（人）	6.1					
基準上の必要人数（人）	4		1		1	
適否	適		適		適	

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>② <u>アップルハートのやわらぎ久留米</u></p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は15人</p> <p>※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。</p> <p>(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 居間及び食堂の合計面積 48.8㎡ イ 基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人） <p>(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個室の数 5室 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上 (個室床面積の合計:39.59㎡÷5=7.918㎡) ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し（全て個室） <p>(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p>	<p>② <u>コムスンのやわらぎ久留米</u></p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は15人</p> <p>※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。</p> <p>(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 居間及び食堂の合計面積 48.8㎡ イ 基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人） <p>(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個室の数 5室 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上 (個室床面積の合計:39.59㎡÷5=7.918㎡) ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し（全て個室） <p>(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	6	2	—			1
非常勤（人）	4		1			
常勤換算後の人数（人）	7.2					
基準上の必要人数（人）	6		1		1	
適否	適		適		適	

旧

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	6	—	1			1
非常勤（人）	7					
常勤換算後の人数（人）	7.6					
基準上の必要人数（人）	6		1		1	
適否	適		適		適	

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>③（略）</p>	<p>③ みなみの家</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 10人 ・通いサービス利用定員 10人 ・宿泊サービス利用定員 7人 <p>※ 通いサービスの利用定員は10人で、推計した利用者数は9人に対応した人員を配置している。</p> <p>※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。</p> <p>(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 居間及び食堂の合計面積 54.3㎡ イ 基準上の必要面積 30㎡ (3㎡×10人) <p>(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個室の数 3室 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上 (個室床面積の合計:25.21㎡÷3=8.40㎡) ウ 個室以外の宿泊室の面積 34.7㎡ 居間のうち7.43㎡×(7-3)=29.72㎡以上の面積をプライバシーを確保するためのパーティションで区切り、宿泊室（4室分）として確保 <p>(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

○ （略）

○ 通いサービス利用定員10人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	2	1				1
非常勤（人）	11		1			
常勤換算後の人数（人）	4.8					
基準上の必要人数（人）	4		1		1	
適否	適		適		適	

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>④（略）</p>	<p>④ いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館</p> <p>(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>※ 通いサービスの利用定員は15人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。</p> <p>※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。</p> <p>(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 居間及び食堂の合計面積 58.44㎡ イ 基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人） <p>(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個室の数 5室 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上 (個室床面積の合計:44.5㎡÷5=8.9㎡) ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し（全て個室） <p>(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

○ （略）

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	3		1			1
非常勤（人）	4					
常勤換算後の人数（人）	6.1					
基準上の必要人数（人）	4		1		1	
適否	適		適		適	

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

① （略）

① 主体が既に特定されている場合

事業者の名称 及び住所	特別医療法人 楠病院 （理事長 楠 卓郎） 福岡県久留米市日吉町 1 1 5
事業所の名称 及び住所	小規模多機能事業所 ひだまり （管理者 白澤 慶治） 福岡県久留米市六ツ門町 1 1 - 4 2
概要	指定小規模多機能型居宅介護事業所 （平成 1 8 年 5 月 1 日指定） 定員 ・登録定員 2 5 人 ・通いサービス利用定員 1 5 人 ・宿泊サービス利用定員 5 人 職員の状況（常勤換算 6 . 1 名を配置） 推計した通いサービス利用者数 9 人に対応した人員を配置 ・ 常勤 4 名、非常勤 4 名、夜勤 1 名 ・ 専門職：介護支援専門員 1 名、看護師 1 名

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧										
<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要 (略)</p>	<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要</p> <table border="1" data-bbox="1151 277 2110 1161"> <tr> <td data-bbox="1151 277 1391 395">対象者</td> <td data-bbox="1391 277 2110 395"> 小規模多機能事業所 ひだまり (管理者 白澤 慶治) (住 所 福岡県久留米市六ツ門町11-42) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 395 1391 513">意見を聴いた日時</td> <td data-bbox="1391 395 2110 513">平成19年1月12日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 513 1391 673">意見を聴いた方法</td> <td data-bbox="1391 513 2110 673"> 障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、久留米市役所会議室において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 673 1391 887">意見の概要</td> <td data-bbox="1391 673 2110 887"> 運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 887 1391 1161">意見に対する対応</td> <td data-bbox="1391 887 2110 1161"> 構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。 </td> </tr> </table>	対象者	小規模多機能事業所 ひだまり (管理者 白澤 慶治) (住 所 福岡県久留米市六ツ門町11-42)	意見を聴いた日時	平成19年1月12日	意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、久留米市役所会議室において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。	意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。	意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。
対象者	小規模多機能事業所 ひだまり (管理者 白澤 慶治) (住 所 福岡県久留米市六ツ門町11-42)										
意見を聴いた日時	平成19年1月12日										
意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、久留米市役所会議室において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。										
意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。										
意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。										

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

① 主体が既に特定されている場合

事業者の名称 及び住所	<u>麻生介護サービス株式会社</u> <u>(代表取締役 新開 昌伸)</u> <u>福岡市博多区博多駅前3丁目25-24八百治ビル3F</u>
事業所の名称 及び住所	<u>アップルハートのやわらぎ久留米</u> <u>(代表者 新開 昌伸)</u> 福岡県久留米市国分町824-9
概要	指定小規模多機能型居宅介護事業所 <u>(平成19年12月1日指定)</u> 定員 ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 職員の状況（常勤換算7.2名を配置） 推計した通いサービス利用者数15人に対応した人員を配置 ・常勤6名、非常勤4名、夜勤1名 ・専門職：介護支援専門員1名、看護師1名

事業者の名称 及び住所	<u>株式会社 コムスン</u> <u>(代表取締役 樋口 公一)</u> <u>東京都港区六本木六丁目10-1</u>
事業所の名称 及び住所	<u>コムスンのやわらぎ久留米</u> <u>(代表者 白倉 公子)</u> 福岡県久留米市国分町824-9
概要	指定小規模多機能型居宅介護事業所 <u>(平成18年10月1日指定)</u> 定員 ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 職員の状況（常勤換算7.6名を配置） 推計した通いサービス利用者数15人に対応した人員を配置 ・常勤6名、非常勤7名、夜勤1名 ・専門職：介護支援専門員1名、看護師1名

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<u>アップルハート</u> のやわらぎ久留米 (管理者 中村 陽子) (住 所 福岡県久留米市国分町824-9)
意見を聴いた日時	<u>平成20年月3月19日</u>
意見を聴いた方法	障害児（者）の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、 <u>アップルハート</u> のやわらぎ久留米において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。
意見の概要	運営法人の別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児（者）を受け入れたい。
意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。

旧

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<u>コムスン</u> のやわらぎ久留米 (管理者 中野 美紀) (住 所 福岡県久留米市国分町824-9)
意見を聴いた日時	<u>平成19年1月18日</u>
意見を聴いた方法	障害児（者）の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、 <u>コムスン</u> のやわらぎ久留米において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。
意見の概要	運営法人の別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児（者）を受け入れたい。
意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新

旧

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

① （略）

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

事業者の名称 及び住所	(有) エスピーライフ (代表取締役 岡 和 則) 福岡県久留米市南三丁目 3-1
事業所の名称 及び住所	みなみの家 (代表者 岡 和 則) 福岡県久留米市南二丁目 27-17
概要	指定小規模多機能型居宅介護事業所 (平成18年10月1日指定) 定員 ・登録定員 10人 ・通いサービス利用定員 10人 ・宿泊サービス利用定員 7人 職員の状況(常勤換算4.8名を配置) 推計した通いサービス利用者数9人に対応した人員を配置 ・常勤3名、非常勤11名、夜勤1名 ・専門職:介護支援専門員1名、看護師1名

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧										
<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要 (略)</p>	<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要</p> <table border="1" data-bbox="1151 277 2110 1200"> <tr> <td data-bbox="1151 277 1391 434">対象者</td> <td data-bbox="1391 277 2110 434">(有) エスピーライフ (代表者 岡 和 則) (計画作成担当者 平野 靖子) (住 所 福岡県久留米市二丁目27-17)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 434 1391 555">意見を聴いた日時</td> <td data-bbox="1391 434 2110 555">平成19年1月17日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 555 1391 711">意見を聴いた方法</td> <td data-bbox="1391 555 2110 711">障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、みなみの家において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 711 1391 928">意見の概要</td> <td data-bbox="1391 711 2110 928">運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 928 1391 1200">意見に対する対応</td> <td data-bbox="1391 928 2110 1200">構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。</td> </tr> </table>	対象者	(有) エスピーライフ (代表者 岡 和 則) (計画作成担当者 平野 靖子) (住 所 福岡県久留米市二丁目27-17)	意見を聴いた日時	平成19年1月17日	意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、みなみの家において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。	意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。	意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。
対象者	(有) エスピーライフ (代表者 岡 和 則) (計画作成担当者 平野 靖子) (住 所 福岡県久留米市二丁目27-17)										
意見を聴いた日時	平成19年1月17日										
意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、みなみの家において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。										
意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。										
意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。										

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧						
<p>規制の特例措置を受ける主体の特定状況</p> <p>① （略）</p>	<p>規制の特例措置を受ける主体の特定状況</p> <p>① 主体が既に特定されている場合</p> <table border="1" data-bbox="1151 357 2110 1385"> <tr> <td data-bbox="1151 357 1391 564"> <p>事業者の名称 及び住所</p> </td> <td data-bbox="1391 357 2110 564"> <p>有限会社 ケイ・シー・エステート （代表取締役 木下 良順） 福岡県久留米市諏訪野町2730-2</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 564 1391 836"> <p>事業所の名称 及び住所</p> </td> <td data-bbox="1391 564 2110 836"> <p>いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 （代表者 永井 真二） 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 836 1391 1385"> <p>概要</p> </td> <td data-bbox="1391 836 2110 1385"> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業所 （平成19年1月1日指定）</p> <p>定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>職員の状況（常勤換算6.1名を配置） 推計した通いサービス利用者数9人に対応した人員を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤3名、非常勤4名、夜勤1名 ・専門職：介護支援専門員1名、看護師1名 </td> </tr> </table>	<p>事業者の名称 及び住所</p>	<p>有限会社 ケイ・シー・エステート （代表取締役 木下 良順） 福岡県久留米市諏訪野町2730-2</p>	<p>事業所の名称 及び住所</p>	<p>いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 （代表者 永井 真二） 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2</p>	<p>概要</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所 （平成19年1月1日指定）</p> <p>定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>職員の状況（常勤換算6.1名を配置） 推計した通いサービス利用者数9人に対応した人員を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤3名、非常勤4名、夜勤1名 ・専門職：介護支援専門員1名、看護師1名
<p>事業者の名称 及び住所</p>	<p>有限会社 ケイ・シー・エステート （代表取締役 木下 良順） 福岡県久留米市諏訪野町2730-2</p>						
<p>事業所の名称 及び住所</p>	<p>いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 （代表者 永井 真二） 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2</p>						
<p>概要</p>	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所 （平成19年1月1日指定）</p> <p>定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 5人 <p>職員の状況（常勤換算6.1名を配置） 推計した通いサービス利用者数9人に対応した人員を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤3名、非常勤4名、夜勤1名 ・専門職：介護支援専門員1名、看護師1名 						

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧										
<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要</p> <p>(略)</p>	<p>法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要</p> <table border="1" data-bbox="1151 277 2110 1187"> <tr> <td data-bbox="1151 277 1391 432">対象者</td> <td data-bbox="1391 277 2110 432">いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 (代表者 永井 真二) (住 所 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 432 1391 549">意見を聴いた日時</td> <td data-bbox="1391 432 2110 549">平成19年1月17日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 549 1391 708">意見を聴いた方法</td> <td data-bbox="1391 549 2110 708">障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、いちごの里小規模多機能型居宅介護輝き七番館において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 708 1391 916">意見の概要</td> <td data-bbox="1391 708 2110 916">運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 916 1391 1187">意見に対する対応</td> <td data-bbox="1391 916 2110 1187">構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。</td> </tr> </table>	対象者	いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 (代表者 永井 真二) (住 所 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2)	意見を聴いた日時	平成19年1月17日	意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、いちごの里小規模多機能型居宅介護輝き七番館において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。	意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。	意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。
対象者	いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館 (代表者 永井 真二) (住 所 福岡県久留米市西町1101-16 区画整理41-2-2)										
意見を聴いた日時	平成19年1月17日										
意見を聴いた方法	障害児(者)の受入事業に対する意向調査の結果、実施意向を示したので、いちごの里小規模多機能型居宅介護輝き七番館において、計画の概要を説明し、意見を聴取した。										
意見の概要	運営法人の系列法人が別事業所で障害者へのサービスを提供している。特区が認定されれば、直ちに法人内研修等を行い、規制の特例措置の適用を受け、障害児(者)を受け入れたい。										
意見に対する対応	構造改革特別区域計画の中で、当該事業所を当初から特例措置934の適用を受けることを想定している事業所として位置付けることとした。										

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>構造改革特別区域計画の工程表の説明</p> <p>久留米市では、これまで「障害がある人も、ない人も、ともに暮らせるまちづくり」を目指して種々の施策に取り組んできた。</p> <p>住み慣れた地域での暮らしの継続を願う、障害児（者）の暮らしを支えるための、様々なサービス基盤の整備については、久留米市障害者計画・障害福祉計画においても、今後の重要な課題として位置付け、進めているところである。</p> <p>しかしながら、障害児（者）者の日常生活を支える日中活動系事業所及び短期入所系事業所の整備については、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。</p> <p>一方で、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支えるために、介護保険制度改正により創設された指定小規模多機能型居宅介護事業所については、全国的に見ても久留米市は、整備が進んでいる状況にある。</p> <p>特に、小規模多機能型居宅介護事業所は、地域密着型であることから、身近な地域でのサービスが提供できる特徴を有し、また、通いサービスや宿泊サービスを一体的に提供可能であることや、休業日が無いこと等もあり、住み慣れた地域での暮らしの継続を望む高齢者や障害児（者）にとって、有効なサービス展開拠点となる機能を有するものである。</p> <p>また、地域の中で高齢者と障害児（者）を区別することなくサービスを提供することは、本市が目指すノーマライゼーションのまちづくりのための新たな文化・地域コミュニティの創造につながるものと考えられ、第4期介護保険事業計画との整合性等を考慮し、平成21年度を目標に各日常生活圏域における「久留米市地域密着共生型福祉特区」への取組みを進めていく必要があると考える。</p> <p>具体的な取組み事業としての以下の事業を、起業者の育成、起業時・起業後の事業者への支援、利用者の拡大といった視点で取り組んで行く。</p> <p>1 起業家の育成 (略)</p> <p>2 起業時・起業後の事業者への支援</p> <p>久留米市では、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での暮らしを継続していけるように、地域介護・福祉空間整備等交付金の活用により地域密着型の小規模多機</p>	<p>構造改革特別区域計画の工程表の説明</p> <p>久留米市では、これまで「障害がある人も、ない人も、ともに暮らせるまちづくり」を目指して種々の施策に取り組んできた。</p> <p>住み慣れた地域での暮らしの継続を願う、障害児（者）の暮らしを支えるための、様々なサービス基盤の整備については、<u>現在策定している久留米市障害者計画・障害福祉計画</u>においても、今後の重要な課題として位置付け、<u>現在策定作業を進めている</u>ところである。</p> <p>しかしながら、障害児（者）者の日常生活を支える日中活動系事業所及び短期入所系事業所の整備については、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。</p> <p>一方で、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支えるために、介護保険制度改正により創設された指定小規模多機能型居宅介護事業所については、全国的に見ても久留米市は、整備が進んでいる状況にある。</p> <p>特に、小規模多機能型居宅介護事業所は、地域密着型であることから、身近な地域でのサービスが提供できる特徴を有し、また、通いサービスや宿泊サービスを一体的に提供可能であることや、休業日が無いこと等もあり、住み慣れた地域での暮らしの継続を望む高齢者や障害児（者）にとって、有効なサービス展開拠点となる機能を有するものである。</p> <p>また、地域の中で高齢者と障害児（者）を区別することなくサービスを提供することは、本市が目指すノーマライゼーションのまちづくりのための新たな文化・地域コミュニティの創造につながるものと考えられ、第4期介護保険事業計画との整合性等を考慮し、平成21年度を目標に各日常生活圏域における「久留米市地域密着共生型福祉特区」への取組みを進めていく必要があると考える。</p> <p>具体的な取組み事業としての以下の事業を、起業者の育成、起業時・起業後の事業者への支援、利用者の拡大といった視点で取り組んで行く。</p> <p>1 起業家の育成</p> <p>久留米市では、コミュニティビジネス起業創造塾事業を平成15年度から実施している。これまでも、指定通所介護事業所の起業化等の成果をあげている。今後は、特例措置の適用により、事業運営の効率化・安定化も図れることから、より多くの受講者が事業者として、久留米市地域密着共生型福祉特区におけるサービスの提供主体として、地域で活動していくものと考えている。</p> <p>2 起業時・起業後の事業者への支援</p> <p>久留米市では、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での暮らしを継続していけるように、地域介護・福祉空間整備等交付金の活用により地域密着型の小規模多機</p>

久留米市地域密着共生型福祉特区（計画別紙）

新	旧
<p>能型居宅介護事業所等の整備を進めているところである。</p> <p>今後は、共生型への補助を対象とした空間整備推進交付金の活用も継続検討し、久留米市地域密着共生型福祉サービスへの誘導していく。また、障害児（者）へのサービスの提供が円滑に行われるよう、高齢者・障害児（者）者の分野を超えた研修を実施し、質の高いサービス提供のための環境構築に取り組んでいく。</p> <p>3 サービス・利用者の拡充 （略）</p> <p>4 平成21年度における全日常生活圏域における久留米市地域密着型福祉特区事業の展開 （略）</p>	<p>能型居宅介護事業所等の整備を進めているところである。</p> <p>今後は、共生型への補助を対象とした空間整備推進交付金の活用も検討し、久留米市地域密着共生型福祉サービスへの誘導していく。また、障害児（者）へのサービスの提供が円滑に行われるよう、高齢者・障害児（者）者の分野を超えた研修を実施し、質の高いサービス提供のための環境構築に取り組んでいく。</p> <p>3 サービス・利用者の拡充</p> <p>地域密着共生型福祉特区の地域への定着のためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所の新たな利用者となる障害児（者）のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できるように制度の充実を図る必要があると考える。</p> <p>特に、住み慣れた地域における在宅での暮らしを継続していくためには、障害児（者）の介護を行う家族のエンパワメントが不可欠であることから、現在、宿泊サービスに加え、日帰りの短期入所サービスである「日中一時支援事業」を実施しているところである。</p> <p>特例措置適用後は、指定小規模多機能型居宅介護事業所においても同サービスの実施に取り組むなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるようサービスの拡充を図る。</p> <p>こうした取組みにより、利用者を拡大し、より多くの事業者が参入しやすい環境を構築していく。</p> <p>4 平成21年度における全日常生活圏域における久留米市地域密着型福祉特区事業の展開</p> <p>平成19年1月に実施した「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業に関する意向調査」では、今後事業所を開設する際に、障害児（者）に対するサービスの提供に取り組む意向を示した事業者が1事業者、実施を検討したいとした事業者が5事業者あるなど、高い参入意欲を示している。</p> <p>今後は、上記1、2、3の事業を展開し、これらの事業所や新規事業所の参入を促進していくことにより、平成21年度を目標とした久留米市地域密着共生型福祉特区によるサービスが、市内の全日常生活圏域で展開されていくものと考えている。</p>